

## 助言②(H28.3.25付け)及びそれに対する沖縄総合事務局からの報告(H28.4.5)

	沖縄県からの助言	助言に対する沖縄総合事務局からの報告
A	埋立用材への付着・混入防止に関する事項	
1	<p>シャワーでの洗浄の有効性については、目視による確認や濁度測定以外の方法でも評価すること。</p> <p>なお、評価の方法としては、洗浄後、ランダムにサンプリングした石材について、特定外来生物及び土壌が付着していないかを詳細に確認するとともに、土壌が付着していた場合は、水をはったバケツに入れて、浮き上がった卵囊、種子等を採取・同定するなどの方法が考えられる。</p>	<p>シャワーでの洗浄の有効性については、貴県からの助言を踏まえ、目視による確認や濁度測定以外の方法でも定期的(1回/月程度)に評価することとします。</p> <p>具体的には、洗浄後の石材をランダムにサンプリングし、特定外来生物及び土壌が付着していないか詳細に確認するとともに、付着物が確認された場合は、水をはったバケツに入れ、浮き上がった卵囊・種子等を採取・確認することとします。</p>
B	搬出前及び搬出期間中における付着・混入防止に関する事項	
1	<p>特定外来生物の生息調査を定期的(1回/月程度)に実施することとしているが、定期的に生息調査を実施する者及び生息調査範囲について、具体的に示すこと。</p> <p>なお、定期的に生息調査を実施する者としては、専門機関(環境コンサルタント等)の者が調査することが適切と考えられる。</p> <p>また、調査範囲については、採石場から搬出港に至る経路周辺(採石場、運搬に使用する道路沿い、採石場や搬出港に置かれてある重機や機材、搬出港周辺の公園及び側溝、搬出船内等)について、実施することが適切である。</p>	<p>特定外来生物の生息調査は、専門機関(環境コンサルタント等)の協力を得て実施することとします。調査の範囲については、採石場及び積出港においては別紙に示すとおり、運搬船については甲板及び船倉を対象とします。</p> <p>なお、採石場において洗浄を行っていること、採石場及び積出港において複数回の目視確認を行っていること、車両による運搬時には荷台にシートを掛けることから、運搬中に特定外来生物が付着・混入する可能性は低いと考えられるため、運搬に使用する道路沿いについては、調査範囲には含んでおりません。</p>